

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、「地域防災計画における応急対策について～風水害等対策を主として～」の行政監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年2月21日

相模原市監査委員 八木智明

同 坪井廣行

同 加藤明德

同 寺田弘子

平成28年度

行政監査の結果

地域防災計画における応急対策について
～風水害等対策を主として～

相模原市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の日程	1
3	監査の対象事務	1
4	監査対象部局	1
5	監査の目的	1
6	監査の着眼点	2
7	監査の実証的手続	2
8	調査の結果	4
9	検討すべき事項	14
10	意見	15
	(資料) 防災体制に関する職員意識調査集計結果	18

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の日程

平成28年10月5日から平成29年2月20日まで

3 監査の対象事務

地域防災計画における応急対策について～風水害等対策を主として～

監査の対象期間は、原則として平成28年度(平成28年4月から11月末まで)とするが、必要に応じて平成27年度以前についても対象とした。

4 監査対象部局

危機管理局 危機管理課、緊急対策課

緑区役所 地域振興課

中央区役所 地域振興課

南区役所 地域振興課

健康福祉局 福祉部 地域医療課

5 監査の目的

地震災害、風水害、土砂災害等の自然災害は、発生が予測困難であり、発生した場合の被害の内容や必要な対応策も様々である。行政においては、人的・物的な被害を最小限に食い止めることが責務であり、それを実現するため様々な方策を講じる用意がなされていなければならない。

近年では、全国的に集中豪雨が増加している。気象庁のデータによると、1時間の降水量が50ミリメートル以上の短時間強雨の発生回数は、平成18年からの10年間では年平均が約230回であり、昭和51年からの10年間と比較すると、およそ1.3倍、同80ミリメートル以上の場合はおよそ1.7倍に増加している状況にあり、台風や局地的な豪雨による土砂災害、浸水被害等が増加傾向にあることから、風水害等に対する常時の備えの必要性が高まっている。

本市においては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、相模原市防災会議が「相模原市地域防災計画」(以下「地域防災計画」という。)を策定しており、法改正や全国における大規模災害の事例を受けて随時

修正を行っている。

この地域防災計画は、「総則・予防計画編」「地震災害対策計画編」「風水害等対策計画編」「資料編」及び「地区防災計画編」に区分され、地震災害と風水害等それぞれにおいて「災害応急対策」及び「災害復旧・復興計画」が定められている。本市は、この計画に基づき、市域に係る災害に対して、地域社会の安全及び市民福祉の確保を図ることを目的に対策を行っている。

これらのことを踏まえ、風水害等への対策を主に、市民の生命、身体及び財産を守るために特に重要である発災直後に行う応急対策業務について、地域防災計画における市の初動体制及び直接市民に対応する場となる避難所・救護所に係る項目を監査対象とし、情報の収集・伝達に係る体制や避難所・救護所の準備状況等を検証することにより、地域防災計画の実効性ある運用に資することを目的として監査を実施した。

6 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- (1) 情報の収集・伝達に係る体制は有効に機能しているか。
- (2) 避難所及び救護所について、備蓄資機材や電力の確保等、非常時に即応するための準備は十分になされているか。
- (3) 孤立するおそれのある地区に対する備えは、確保されているか。
- (4) 災害時における帰宅困難者への対応策は具体的に講じられているか。
- (5) 職員への防災に対する意識啓発は十分であるか。
- (6) 災害時に職員が迅速に対応するための訓練は効果的に行われているか。

7 監査の実証的手続

(1) 書面調査及び聞き取り調査

監査対象部局に対し、情報収集・伝達に係る体制や避難所・救護所の状況、浸水被害・土砂災害対策、孤立対策、帰宅困難者対策について、関係書類、資料等の提出を求め、書面調査及び聞き取り調査を行った。

また、職員の初動体制に係る訓練の実施状況や訓練結果の検証・活用状況についても同様に調査した。

(2) 現地調査

防災備蓄倉庫は、一般倉庫、広域避難場所対応倉庫、避難所倉庫及び津久井地域防災備蓄倉庫があるが、このうち広域避難場所対応倉庫を除く 137 か所の中から次の 16 か所を抽出して、平成 28 年 10 月 27 日から 11 月 21 日までの間、現地調査を実施した。

表 1 現地調査箇所一覧

区	設置箇所名	倉庫種別
緑 区	青野原小・中学校	避難所倉庫(救護所用備蓄資機材含む)
	旭小学校	"
	串川小学校	"
	三井防災備蓄倉庫	一般倉庫
	城山保健福祉センター	城山地区防災備蓄倉庫
	消防団 5-4 敷地内	津久井地区防災備蓄倉庫
	相模湖林間公園隣接地	相模湖地区防災備蓄倉庫
	藤野芸術の家	藤野地区防災備蓄倉庫
	佐野川公民館	"
中央区	清新小学校	避難所倉庫(救護所用備蓄資機材含む)
	光が丘小学校	"
	救援物資集積・配送センター内備蓄倉庫	一般倉庫
	淵野辺水防防災備蓄倉庫	"
南 区	東林小学校	避難所倉庫(救護所用備蓄資機材含む)
	上鶴間小学校	"
	新磯分署防災備蓄倉庫	一般倉庫

ア 主な確認項目

- (ア) 倉庫の設置場所は人目につく場所にあるか。また、施錠はしてあるか。
- (イ) 倉庫には老朽化等による損傷はないか。
- (ウ) 倉庫内は整理整頓がされているか。特に、出入口付近に障害物はないか。
- (エ) 倉庫内の棚等に備蓄資機材の表示はなされているか。
- (オ) 備蓄資機材の一覧表は最新のものが備えてあるか。また、備蓄資機材ごとに数量の記載はあるか。
- (カ) 一覧表と現物が一致しているか。
- (キ) 備蓄資機材の保管状態は良好か。
- (ク) 使用・消費期限が切れた備蓄資機材はないか。

(3) 職員意識調査

災害発生時において、市民が避難する避難所・救護所の開設・運営という重要な役割を担う避難所・救護所担当職員の日頃からの担当業務に対する認知度などの防災意識の実態を把握するとともに、初動体制についての実効性を検証するため、意識調査を実施した。

ア 調査概要

- (ア) 名称 行政監査に係る防災体制に関する職員意識調査
- (イ) 実施期間 平成28年10月28日から11月11日まで
- (ウ) 回答方法 職員ポータルサイト上にて各自が入力することにより無記名で回答
- (エ) 対象職員 避難所担当職員 315名
救護所担当職員 140名 合計 455名
(学校技能員、消防職員は対象外)
- (オ) 有効回答数 339名(回答率74.5%)
(避難所担当:245名、救護所担当:94名)
- (カ) 回答の概要 「防災体制に関する職員意識調査集計結果」のとおり
(18ページ以降参照)

(4) ヒアリングによる事情聴取

(1)から(3)の調査結果を踏まえ、平成29年1月12日及び13日に、監査対象部局に対し、ヒアリングによる事情聴取を行った。

8 調査の結果

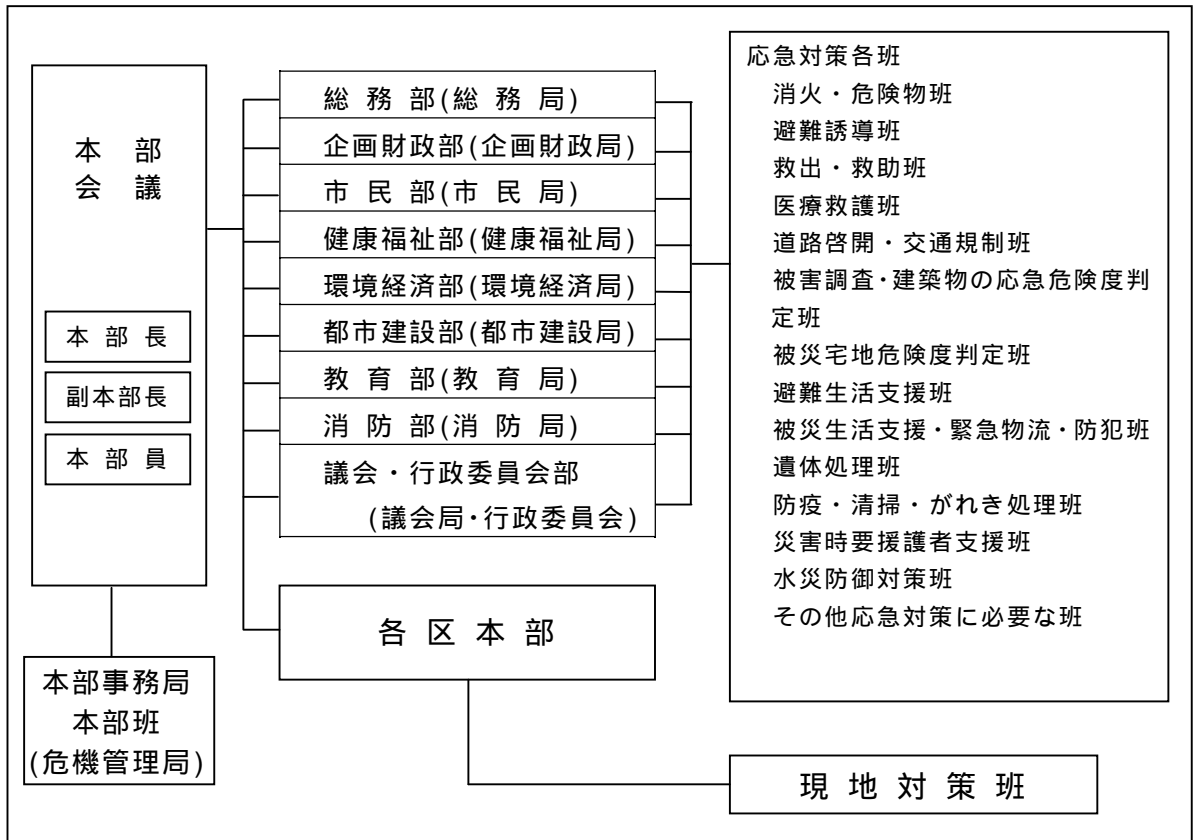
(1) 情報の収集及び伝達について

ア 市災害対策本部の体制及び災害情報の収集・伝達について

風水害等により市域に大規模な被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は市の総力を挙げて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、市長を本部長として市災害対策本部が設置される。

市災害対策本部の組織は次のような体制となっている。

図 1 市災害対策本部組織概要図



(地域防災計画より抜粋)

各区においては、区長を本部長として区本部が設置され、区内の避難所及び一時滞在施設を含めた防災対策上拠点となる施設の統制など、区内の総合的な応急対策が行われる。

国・県等の関係機関との専用回線やインターネット等により情報を収集するため、緊急対策課の職員が24時間体制で収集に当たるほか、市民や職員への災害情報の伝達を行っている。

気象警報、土砂災害警戒情報、洪水予報等の災害情報が発表された場合に、市民へ迅速かつ確実に情報の伝達ができるよう、1回の操作で複数の情報発信手段()により情報が配信できる一斉情報配信システムが平成27年度から導入されている。

一斉情報配信システムにより配信できる情報伝達手段
 防災行政用同報無線(ひばり放送)、防災情報メール、緊急速報「エリアメール」・「緊急速報メール」、市災害情報ツイッター、テレビ神奈川データ放送 等

イ 災害時における職員の連絡体制について

災害時の職員の動員指令の伝達のために、携帯電話のメール機能によって一斉に伝達できる職員参集システムが導入されている。職員のシステムへの登録者数は、非常配備要員 5,036 名(平成 28 年 4 月現在)に対し、平成 28 年 7 月において 4,781 名となっていた。

災害時には、電話の^{ふくそう}輻輳や通信施設等の被災により、情報連絡体制に支障が生じることが想定されることから、無線設備を中心とした情報伝達手段の多重化が進められており、次のような通信手段が各所に配備されている。

表 2 災害発生時に使用する主な通信手段

種別	配備場所等
PHS	市災害対策本部、区本部、現地対策班及び避難所に配備 災害時においても比較的繋がりやすいとされている
デジタル地域防災無線	市災害対策本部、区本部、現地対策班、避難所のほか、 道路部、下水道部、教育総務室等一部の所属にも配備 複数の相手に対して通信できるグループ通信と個別通信の使い分けが可能
衛星携帯電話	市災害対策本部、区本部、現地対策班及び緑区内の孤立 対策推進地区に配備 人工衛星へ直接電波を送信して通信を行う電話機 本市では、3種類の衛星携帯電話が使用されている
MCA無線	市災害対策本部、区本部、職員課、地域医療課及び教育 総務室に配備 広いエリアで安定的に通信が可能
簡易無線	市災害対策本部、区本部、現地対策班(緑区を除く)及び 避難所(緑区を除く)に配備 通信範囲がおおむね 1 km ~ 5 km 程度とされている無線 機で、複数の相手と通信が可能

無線設備等の通信システムの管理及び運用を行うため、通信取扱責任者、通信取扱者等を置くことが相模原市防災行政用無線局管理運用規程(平成 25 年相模原市訓令第 16 号)第 3 条に規定されている。また、同規程第 15 条では、通信取扱責任者及び通信取扱者等に対して、毎年 1 回以上、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)や無線設備の取扱方法等の研修を実施することが規定されている。

無線設備に係る通信訓練としては、同規程第14条の規定に基づき、総合通信訓練及び定期通信訓練が行われており、平成28年度は9月に総合通信訓練が、5月、8月、11月に定期通信訓練が、区本部や現地対策班等の職員を対象として実施されていた。

しかしながら、通信取扱責任者の把握が行われておらず、同規程第15条の規定に基づく研修は実施されていなかった。

(2) 避難所及び救護所に係る人員体制及び備蓄の状況について

ア 避難所について

風水害等により、浸水・がけ崩れ等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災した市民が身の安全の確保のため、また、一時的に生活する場の確保のために避難する場所として、小中学校等が避難所に指定されている。

表3 現地対策班及び避難所指定施設の数

区	現地対策班	避難所
緑区	6か所	38か所
中央区	9か所	31か所
南区	7か所	36か所
合計	22か所	105か所

(地域防災計画資料編「避難所及び救護所一覧表」より作成)

避難所は、災害が発生し、または発生するおそれのある時に災害対策本部長の判断により開設される。避難所が開設される場合には、各区本部が開設及び運営の支援を総括する。

各避難所には、地域住民の自主防災組織や学校長からなる「避難所運営協議会」が設置されており、避難所の運営に当たってはこの協議会が主体となって行われる。また、各避難所には3、4名の職員が避難所担当職員として選任されており、避難所運営協議会の一員として避難所の運営に当たる。

災害時の避難所における通信手段としては、デジタル地域防災無線、PHS(緑区の一部では衛星携帯電話)、簡易無線(緑区を除く)が配備されている。

避難所開設に必要な資機材は、各避難所に設置されている避難所倉庫105か所に備蓄されており、このほか、11か所ある一般倉庫には、避難所倉庫に不足が生じた場合の補充用の備蓄資機材が備蓄されている。また、

津久井地域には、津久井地域防災備蓄倉庫が21か所あり、合併前に旧津久井4町が整備した備蓄資機材が合併後に備蓄したものと合わせて保管されている。

備蓄資機材の管理は、地域福祉課が備蓄している車椅子等の災害時要援護者用備蓄資機材や道路計画課が備蓄しているマンホールトイレなどを除き危機管理課が行っており、年に1回の点検と消費期限が迫った食料の更新等を行っている。

備蓄に当たっては、平成26年度に行われた「相模原市防災アセスメント調査」の結果に基づき想定される避難者数を基に行われている。

防災備蓄倉庫に係る現地調査の結果、倉庫は施錠管理されており、備蓄資機材については、倉庫内の棚や箱に品目の表示がされているなど内容が分かるように保管されていたが、次のような状況が見られた。

- (ア)各避難所倉庫内には「避難所倉庫防災用備蓄資機材一覧表」があったが、この一覧表は単に避難所における備蓄資機材の標準的な品目及び数量が記載されたものであり、実際の備蓄内容を示すものではなかった。
- (イ)一般倉庫については、危機管理課が備蓄したものについては倉庫ごとに一覧表が作成されていたが、危機管理課以外の課が備蓄しているものについては一覧表が作成されていなかった。
- (ウ)旧津久井4町では、合併以前それぞれ地域の実情に合わせて備蓄資機材の整備が行われていたが、一覧表に記載されていないものや使用期限が切れたものが見られるなど、把握が十分に行われていなかった。



避難所倉庫外観（青野原中学校）



避難所倉庫内部の状況（青野原中学校）



防災用備蓄資機材一覧表（青野原中学校）

表 4 避難所倉庫防災用備蓄資機材一覧表（抜粋）

避難所倉庫防災用備蓄資機材一覧表			
平成 28 年 4 月 1 日現在 避難所倉庫（旧市 合計 82 か所）			
数量については、1 避難所倉庫当たりの数量			
資機材名	数量	規格等	備考
食糧等	クラッカーorビスケット	630食	保存期間5年
	アルファ米	550食	保存期間5年
	アルファ米（個食タイプ）	50食	水の量を増やすとおかゆのようになるタイプ
	サバイバルフーズ	780食	保存期間25年
	食器セット	4箱	100人分/箱
	かまど	1基	7升用

上記一覧表とは別に津久井地域にある避難所倉庫用が作成されている。

また、各避難所には、非常用発電設備が備えられており、停電が発生した場合の電源の確保が図られている。

非常用発電設備の作動状況については、業務委託により年1回の保守点検を行い、バッテリーの状況を確認しているほか、2週間に1度、非常用発電設備の自動保守運転による動作確認を行い、不具合が見つかったものについては随時修繕を行っている。



非常用発電設備（清新小学校）

保守点検業者から提出された点検結果報告書を確認したところ、作動状況に支障があったわけではないものの、メーカーが定めたバッテリーの交換推奨時期を過ぎているものが散見された。

また、非常用発電設備に係る施設修繕の執行状況を調査したところ、平成28年3月にバッテリーの交換を行った8か所について、同一の相手方に同額の随意契約として2か所ずつ4件の修繕を発注し、それぞれの請求日及び支払日も同一となっている事例が見られた。

イ 救護所について

救護所は、大規模な災害により多数の傷病者が発生した場合に、傷病者に

対し重症、中等症及び軽症等に選別するトリアージや後方医療機関等への搬送順位の決定、傷病者に対する応急処置等を行う場所として、避難所に指定されている小学校の一部とメディカルセンターが指定されており、このうち、相模原北、相模原中央、相模原南の各メディカルセンターが拠点救護所に指定されている。

表5 拠点救護所及び救護所の数

区	拠点救護所	救護所
緑区	1 箇所	9 箇所
中央区	1 箇所	10 箇所
南区	1 箇所	11 箇所
合計	3 箇所	30 箇所

(地域防災計画資料編「避難所及び救護所一覧表」より作成)

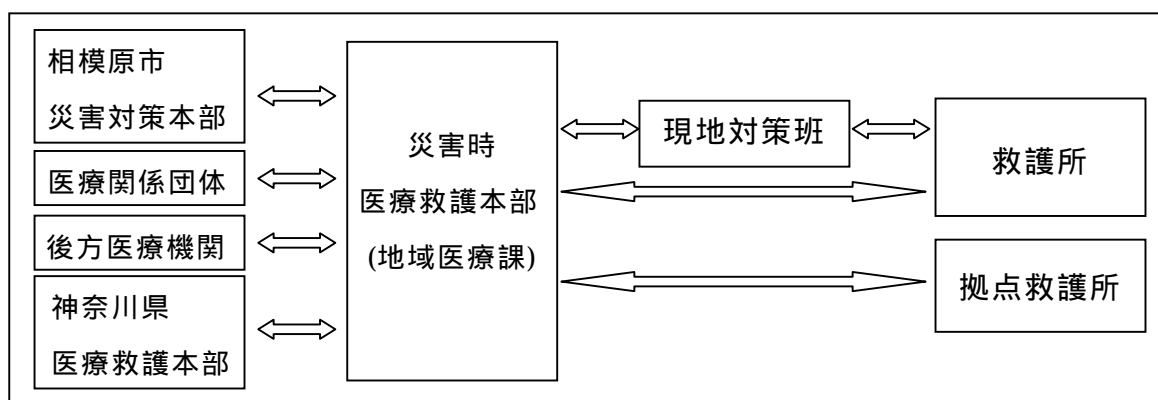
救護所の開設は、市災害対策本部の指示、医療関係機関との協議により判断される。

救護所は、事務スタッフ(市職員)、医療スタッフ(医師等)、消防スタッフ(消防救急隊員)及び応援スタッフ(災害ボランティア)からなる医療救護班により運営される。

救護所担当職員は、事務スタッフとしては救護所ごとに3名選任されており、それぞれ事務統括、情報連絡担当、搬送担当となっている。

災害時の通信手段として、一般電話、PHS等が使用できないことを想定し、救護所、拠点救護所、後方医療機関及び災害時医療救護本部(地域医療課)すべてに衛星携帯電話が配備されている。

図2 救護所に係る情報伝達体系図



救護所開設に必要な備蓄資機材は、救護所が併設される各避難所に設置されている避難所倉庫等に施錠管理のもと保管されている。救護所に係る備蓄資機材の管理は地域医療課が行っており、使用期限が迫った医薬品等の更新を行っている。



救護所用医療資機材（青野原小学校）

救護所に係る備蓄資機材については、「救護所用備蓄品」と表示がなされているなど、避難所用の備蓄資機材とは区別できるように整理されていた。

救護所に係る訓練については、拠点救護所及び救護所のうち、毎年4か所で災害時医療救護訓練を実施しており、平成28年度は9月から12月までの間に串川小学校、光が丘小学校、相模原南メディカルセンター及び向陽小学校を会場に、事務スタッフ、医療スタッフ、消防スタッフ等152名が参加して行われた。

（3）浸水被害・土砂災害対策について

本市では、大雨や台風等により浸水被害が想定される地域における防ぎょ活動の円滑化を図るため、「浸水被害警戒地域対策計画」を策定しており、当該地域の浸水被害を軽減するための取組を行っている。平成28年度においては、市内16か所を浸水被害警戒地域として指定している。各地域には、被害履歴や対策履歴、防ぎょ活動計画等を記載した浸水被害警戒地域対策計画書が作成されている。

また、神奈川県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害のおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や開発行為の制限等を行うため、土砂災害警戒区域等の指定を行っており、本市においても平成28年度現在、1,678か所がその指定を受けている。

表6 土砂災害警戒区域等の指定数

自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域	合計
急傾斜地の崩壊	615か所	209か所	824か所
土石流	488か所	365か所	853か所
地すべり	1か所		1か所
合計	1,104か所	574か所	1,678か所

- ・警戒区域 ... 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある区域
- ・特別警戒区域 ... 警戒区域の中でも、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

毎年5月には、関係部局(危機管理局、都市建設局、消防局、区役所等)で浸水被害警戒地域全箇所について合同現地調査を実施している。この現地調査では、併せてがけ地のパトロール調査も行われており、危険が予想される各区の浸水被害警戒地域及びがけ地に係る現地の状況、情報の連携、認識の共有化が図られていた。

土砂災害対策に係る訓練については、平成26年度から毎年度会場を変えながら実施しており、平成28年度は6月に相模湖地区の桂北小学校、千木良小学校及び内郷小学校を会場に、市職員のほか、津久井警察署員、地域住民等680名が参加して行われた。

(4) 孤立対策について

本市の中山間地においては、地震あるいは大雨による土砂災害等により、道路や通信網が被災して、交通や通信が途絶する集落が発生することが想定されることから、孤立するおそれのある地区を「孤立対策推進地区」として位置付け、通信手段・輸送手段の確保や地区ごとの備蓄について対策を講じている。

通信機器及び備蓄品は、各地区の自治会館や自治会長の自宅等へ配備されている。

表 7 孤立対策推進地区の指定の状況

地 域	該当地区	箇所数
城 山	川尻、葉山島	2 箇所
津久井	青根、青野原、青山、鳥屋、長竹、三井	12 箇所
相模湖	小原、寸沢嵐、千木良、与瀬、若柳	10 箇所
藤 野	小淵、佐野川、沢井、名倉、日連、牧野	31 箇所
合 計		55 箇所

(地域防災計画資料編「孤立対策推進地区一覧表」より作成)

表 8 孤立対策推進地区における通信機器及び備蓄品

品 目	数 量
衛星携帯電話	1 台
サバイバルフーズ	60 食
クラッカー(ビスケット)	60 食
水(500ml)	24 本
毛布(真空パック)	10 枚
発電機	1 台
救助工具セット	1 セット
チェーンソー	1 台

孤立対策に係る訓練については、平成24年度から毎年度会場を変えながら実施しており、平成28年度は11月に藤野地区の藤野北小学校を会場に、市職員、地域住民のほか、神奈川県警、陸上自衛隊等の関係機関も含め、128名が参加して行われた。

(5) 帰宅困難者対策

災害により鉄道、バス等の公共交通が停止し、帰宅困難者が発生した場合に、一時的に滞在できる施設として駅周辺の公共施設や民間施設を指定しており、現在13施設が指定されている。

これらの一時滞在施設への対応のため、各区に一時滞在施設担当職員が15名ずつ選任され、各区本部と連携しながら、一時滞在施設の開設、運営に当たることとなっている。

一時滞在施設の開設に必要な物品は、簡易無線、水、ビスケット、仮設トイレ、毛布、救急用品セット等が各区本部の備蓄倉庫や一時滞在施設内、広域避難場所倉庫等に備蓄されている。

表9 一時滞在施設の指定の状況

最寄り駅	施設名	受入可能人数	種別
橋本	神奈川県立相原高等学校	569人	公共
橋本	橋本パークホテル	32人	民間
橋本	シティ・プラザはしもと	1,188人	公共
相模原	相模原市民ギャラリー	274人	公共
矢部	青少年学習センター	466人	公共
淵野辺	桜美林大学プラネット淵野辺キャンパス	90人	民間
古淵	相模原第一ホテルANNEX	136人	民間
相模大野	相模女子大学グリーンホール(相模原市文化会館)	2,261人	公共
相模大野	神奈川県立相模原中等教育学校	598人	公共
相模大野	神奈川県立神奈川総合産業高等学校	1,004人	公共
町田	ホテルラポール千寿閣	755人	民間
上溝	市立総合水泳場(さがみはらグリーンプール)	505人	公共
相武台下	れんげの里あいそ	536人	公共

(地域防災計画資料編を基に作成)

また、市災害対策本部及び区本部との連絡体制を確保するため、相模大野駅及び橋本駅にデジタル地域防災無線が配備されている。

帰宅困難者対策に係る訓練については、平成27年度から各区役所地域振興課が主体となって実施されている。平成28年度の南区における帰宅困難者対策訓練は、10月に相模大野駅、県立相模原中等教育学校、県立神奈川総合産業高等学校及び相模大野中央公園を会場に、市職員のほか、相模原南警察署、小田急電鉄等の関係機関も含め、約220名が参加して行われた。

9 検討すべき事項

今回の行政監査の結果、事務事業を改善するために検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 通信取扱責任者等に対する研修について 【緊急対策課】

相模原市防災行政用無線局管理運用規程では、各無線局に通信取扱責任者及び通信取扱者を置くこととされており、総括管理者(危機管理局長)は通信取扱責任者、通信取扱者等に対して、毎年1回以上、電波法や無線設備の取扱方法等について研修を行うこととされている。

しかしながら、区本部や現地対策班等の職員を対象に通信機能の確認及び通

信の運用方法の習熟を図るための総合通信訓練及び定期通信訓練は実施されていたものの、通信取扱責任者について把握しておらず、電波法や無線設備の取扱方法等の研修は実施されていなかった。

災害発生時の情報伝達においては、防災行政用無線の迅速かつ的確な運用が必要不可欠であり、無線設備を取り扱う者は、当然として平常時から無線設備の取扱方法等について熟知しておくことが求められている。今後は、無線設備の確実な管理及び運用について、その重要性を認識するとともに関係諸規程を遵守し、適正に事務を執行されたい。

(2) 施設修繕料に係る契約事務について

【危機管理課】

非常用発電設備に係る施設修繕料について調査したところ、平成28年3月にバッテリーの交換を行った8か所について、同一の相手方に同額の随意契約として2か所ずつ4件の修繕を発注し、それぞれの請求日及び支払日も同一となっている事例が見られた。これらは、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第27条第2項に規定されている「予定価格が30万円以下のとき」に該当することを根拠として、1者との随意契約を行っていたが、一括して発注していれば予定価格が100万円を超えることから、本来は指名競争入札に付すべき案件であった。

随意契約は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号から第9号までに該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、主観的又は恣意的であってはならず、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。今後は、契約事務の執行に当たり、市民への説明責任を果たせるよう透明性を確保するとともに、安易に1者随意契約とすることなく、入札等ができる余地はないか慎重に検討し、適正に事務を執行されたい。

10 意見

(1) 避難所・救護所担当職員の選任等について

【緊急対策課】

現在、避難所・救護所担当職員は自宅の所在地を基準に選任されている。このため、勤務地が担当の避難所・救護所から離れている職員は、勤務時間中に災害が発生した場合には、参集に時間を要することが想定され、担当職員が参集するまでは、避難所・救護所に指定されている小・中学校が対応することも

必要となる。

今後は、小・中学校の役割について明確化を図るとともに、避難所・救護所担当職員の選任の在り方について改めて検討されたい。

(2) 防災に関する規程類の周知及び啓発について 【緊急対策課】

今回の行政監査の結果、地域防災計画により配備体制を確立する災害を対象に、職員が共通して実施する内容について定めた、「災害発生時等における職員の初動要領」についての認知度が低いことが職員意識調査において分かった。

災害が発生した場合には、職員は自らが担う役割を認識した上で主体的に災害対応を行わなければならないことから、今後とも、防災に関する様々な規程類の周知及び啓発に努められたい。

(3) 防災備蓄倉庫の備蓄資機材の管理について 【危機管理課】

避難所等に設置されている防災備蓄倉庫の備蓄資機材について調査したところ、各避難所倉庫にあった一覧表は標準的な品目及び数量が記載されたもので実際の備蓄内容を示すものではなかった。また、津久井地域における合併以前に旧津久井4町が整備した備蓄資機材についての把握が十分に行われていないなどの状況が見られた。

防災備蓄倉庫の備蓄資機材は、避難所に市民が避難した際などに必要となる大変重要なものであり、災害発生時には迅速かつ的確な物資の提供が求められる。また、避難所の運営は、共助の取組が重要であることから、今後は、備蓄資機材に係る市域全体の把握及び管理を適切に行うとともに、「自助・共助・公助」それぞれの視点を踏まえつつ、地域と協力して避難所倉庫の現状把握に努めるなど、備蓄資機材の管理についての仕組みを改めて検討されたい。

(4) 避難所の非常用発電設備に係るバッテリー交換について 【危機管理課】

避難所等に設置されている非常用発電設備の作動状況については、業務委託により年1回保守点検を行い、バッテリーの状況を確認しているほか、2週間に1度非常用発電設備の自動保守運転による動作確認も行っているが、メーカーが定めたバッテリーの交換推奨時期を過ぎているものが散見された。

交換推奨時期を過ぎても直ちに作動しなくなるとは限らないが、今後は、災害時に非常用発電設備が確実に作動するためにも、交換推奨時期が到来したも

のから交換を行うなど、計画的かつ適正な維持管理に努められたい。

(5) 職員参集システムの登録に関する意識向上について 【危機管理局】

職員に対して動員指令の伝達を一斉に行うための職員参集システムについて、避難所の責任者を含む多数の職員が登録していない状況が見られた。職員参集システムは、災害時において迅速に防災体制を構築するための情報伝達手段として基本となるものであることから、今後とも様々な機会を捉えてシステムへの登録を推進されたい。

また、市民の生命、身体及び財産を守るためにも、職員一人一人が防災に対する高い意識を持つよう、より一層職員の意識の向上に取り組まれたい。

(資料) 防災体制に関する職員意識調査集計結果

1 基本情報

問1 あなたは、避難所・救護所どちらの担当ですか。

避難所担当(責任者)	89	緑区	35	中央区	23	南区	30	無回答	1
避難所担当(責任者以外)	156		56		49		50		1
小計	245		91		72		80		2
救護所担当(事務統括)	25		9		8		8		0
救護所担当(事務統括以外)	69		20		20		29		0
小計	94		29		28		37		0
合計	339		120		100		117		2

問2 あなたの担当する避難所・救護所は、何区にありますか。

緑区	120	避難所	91	救護所	29
中央区	100		72		28
南区	117		80		37
無回答	2		2		0
合計	339		245		94

2 要領・マニュアルの活用について

(1) 「災害発生時等における職員の初動要領」について

問3 「災害発生時等における職員の初動要領」を知っていますか。

内容も含め知っている	107	避難所	84	救護所	23
あるのは知っているが内容はあまり知らない	212		146		66
知らない	20		15		5
合計	339		245		94

問4 問3で「 、 」と答えた方にお聞きします。

「災害発生時等における職員の初動要領」に参集時の携行品が定められていることを知っていますか。

知っている	135	42.3%
知らない	179	56.1%
無回答	5	
合計	319	

問5 問4で「 」と答えた方にお聞きします。

日頃から、問4の携行品を準備してありますか。

してある	16	} 71.9%
一部してある	81	
あまりしていない	29	} 28.1%
していない	9	
合計	135	

(2) 避難所・救護所に関するマニュアルについて

問6 「相模原市避難所運営マニュアル」又は「相模原市災害時医療救護マニュアル」を持っていますか。(複数回答可)

印刷して自宅で持っている 印刷して職場で持っている データで持っている

複数回答(、 、)	16	
複数回答(、)	22	
複数回答(、)	16	
複数回答(、)	17	
印刷して自宅で持っている	102	
印刷して職場で持っている	120	
データで持っている	15	
持っていない	30	8.8%
無回答	1	
合計	339	

問7 避難所・救護所を開設する際に自分がどのような業務を担当し、どう行動するか知っていますか。

よく知っている	126	⇒	避難所 責任者	避難所 責任者以外	救護所 事務統括	救護所 事務統括以外
一部知っている	161		57	40	10	19
あまり知らない	40		26	84	13	38
知らない	8		5	27	1	7
無回答	4		1	3	0	4
			0	2	1	1
合計	339		89	156	25	69

問8 災害発生時に行動するに当たり、現在配布されているマニュアル類で十分だと思いますか。

とても思う	18	⇒	避難所 責任者	避難所 責任者以外	救護所 事務統括	救護所 事務統括以外
どちらかと言えばそう思う	233		7	10	0	1
あまり思わない	61		56	108	19	50
思わない	22		19	24	5	13
無回答	5		7	11	1	3
			0	3	0	2
合計	339		89	156	25	69

問9 問8で「、」と答えた方にお聞きします。

現在配布されているマニュアル類には、何が足りないと思いますか。

【主な意見】

- ・災害時に行動すべき内容を簡潔かつ時系列に記載した手順書
(持ち運べるもので、学校全体の見取り図などイラスト付きのもの)
- ・具体的事例
(過去の災害における事例、トラブル対応マニュアル、地域固有の事情が反映できるような書式等)
- ・マニュアル(想定)と実際の行動(現状)との整合を図る訓練
- ・実際はマニュアル通りにはいかない
- ・周知方法に課題あり(全職員が内容を知っておくべき、市民向けの啓発も必要)
- ・何が足りていないかが分からない
- ・備蓄品の一覧表及び機材の使用方法等の情報
- ・救護所と避難所双方の情報が必要

3 災害発生時の連絡体制について

問10 職員参集システムに登録していますか。

はい	333
いいえ	4
無回答	2
合計	339



避難所責任者：3人
避難所責任者以外：1人

問11 問10で「 」と答えた方にお聞きします。

理由は何ですか。

- ・Eメールができない携帯電話のため。
- ・携帯電話を所持していない。
- ・携帯端末を個人で所有していない。
- ・携帯電話機能しかないため。



避難所責任者

避難所責任者以外

問12 各避難所・救護所担当職員の間で職員参集システム以外の連絡体制は取っていますか。

はい	266
いいえ	68
無回答	5
合計	339

78.5%

20.1%



避難所責任者	避難所責任者以外	救護所事務統括	救護所事務統括以外
85	146	9	26
4	6	16	42
0	4	0	1
89	156	25	69

4 災害発生時の配備体制及び避難所・救護所への参集について

問13 災害発生時の自分の配備体制・参集時期・場所等を把握していますか。

している	275
一部している	59
していない	4
無回答	1
合計	339

避難所責任者：1人 救護所統括以外：3人

問 1 4 災害発生時に【職場から】避難所・救護所に参集する場合の主な移動手段についてお答えください。

徒歩	144	緑区 避難所	緑区 救護所	中央区 避難所	中央区 救護所	南区 避難所	南区 救護所
自転車	85	31	10	38	9	39	16
バイク	14	14	5	25	12	17	12
車	93	5	0	1	2	5	1
無回答	3	40	12	8	5	19	8
合計	339	1	2	0	0	0	0
		91	29	72	28	80	37

担当する区が無回答の2名については、内訳の表には入っていない(以下問17まで同じ)。

問 1 5 災害発生時に【職場から】避難所・救護所に確実に参集できる所要時間についてお答えください。

30分未満	54	緑区 避難所	緑区 救護所	中央区 避難所	中央区 救護所	南区 避難所	南区 救護所
30分以上1時間未満	109	4	7	22	16	3	2
1時間以上2時間未満	91	33	9	27	6	20	14
2時間以上4時間未満	58	32	6	12	6	30	4
4時間以上	11	10	2	6	0	23	16
不明	7	5	2	1	0	3	0
無回答	9	3	0	2	0	1	1
合計	339	4	3	2	0	0	0
		91	29	72	28	80	37

問 1 6 災害発生時に【自宅から】避難所・救護所に参集する場合の主な移動手段についてお答えください。

徒歩	209	緑区 避難所	緑区 救護所	中央区 避難所	中央区 救護所	南区 避難所	南区 救護所
自転車	89	57	20	47	16	48	19
バイク	6	10	4	22	12	27	14
車	34	3	0	1	0	2	0
無回答	1	20	5	2	0	3	4
合計	339	1	0	0	0	0	0
		91	29	72	28	80	37

問 1 7 災害発生時に【自宅から】避難所・救護所に確実に参集できる所要時間についてお答えください。

30分未満	233
30分以上1時間未満	73
1時間以上2時間未満	21
2時間以上4時間未満	6
4時間以上	0
不明	4
無回答	2
合計	339



緑区 避難所	緑区 救護所	中央区 避難所	中央区 救護所	南区 避難所	南区 救護所
65	24	50	22	53	17
20	1	15	5	20	12
4	1	2	1	7	6
1	2	2	0	0	1
0	0	0	0	0	0
1	0	2	0	0	1
0	1	1	0	0	0
91	29	72	28	80	37

問 1 8 避難所・救護所の鍵をどこに保管していますか。

職場	23
自宅	167
常に持ち歩いている	65
その他	12
鍵の管理者ではない	38
無回答	34
合計	339

「その他」の内容

- ・出勤時は職場に携行。休日は自宅に保管。
(同様意見有 計5件)
- ・通勤かばん (同様意見有 計2件)
- ・守衛に預けている (同様意見有 計3件)
- ・小学校のポストの中
(それを開ける番号は、担当職員しか知らない。)
- ・鍵のありが分からない

5 その他意見について

問 1 9 職員の防災意識向上のための取組として、必要だと思ふことがありましたらご記入ください。

【主な意見】

- ・研修や訓練の充実 (抜き打ち訓練や、回数の増加、被災地での経験を聞く機会、全職員を対象とした研修など)
- ・市外在住職員も含めて、できるだけ多くの職員が避難所・救護所担当を経験するべき (増員、任期制の導入など)
- ・避難所・救護所担当となっていない職員 (市外在住職員等) の意識向上
- ・地域との連携強化
- ・避難所担当職員と救護所担当職員との連携強化 (合同訓練の実施など)

問20 あなたの担当する避難所・救護所における初動体制に関して、課題と思う
ことがありましたらご記入ください。

【主な意見】

- ・担当職員の体制強化
(増員、通常業務が忙しい、交代要員の確保、育児や介護への配慮、
役割の明確化など)
- ・地域や学校との連携
- ・勤務地と担当避難所・救護所が離れており、参集が困難
(平日業務時間は勤務場所が避難所・救護所に近い職員を指定するなどの対応が必
要)
- ・風水害時に避難所・救護所が開設できず、位置付けが整理されていない
- ・避難所・救護所となっている施設上の課題
(老朽化、体育館と倉庫が遠い、鍵の管理など)
- ・避難所と救護所との連携
- ・現地对策班、区本部、災害対策本部等との連絡体制